令和6年度 『長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業』
実施にかかる手引き

１　事業の目的

長崎市では、長崎駅周辺地区の再整備などにあわせ、歴史的な文化や伝統に培われたまちなかを再生し、都市全体の持続的発展をさせるため、平成 25 年度から「まちぶらプロジェクト」としてまちなかエリアの個性や魅力の顕在化により賑わいの再生を推進してきました。今後も「まちなか再生」を推進し、新幹線開業や長崎駅周辺の整備によって生み出された賑わいを「まちなか」に波及させる必要があります。

この様な中、まちなかでは、多くの市民やグループ、企業などが、それぞれの立場で、まちの魅力づくりや賑わいの創出へ取り組む意欲があるにもかかわらず、地域との関係性や資金等の理由で、具体的な行動に至っていない状況があります。そのため、本事業では、歴史や文化に加え、商業、観光及び食など、広い分野で地域の魅力を高める取組みや、その魅力を発信する取組みなど、まちなかの賑わいを創出する提案事業を募集し、活動の初動時期を支援することによって、主体的・継続的な取り組みにつなげ、まちなかの魅力向上を推進します。

２　募集内容

（1）応募資格：長崎市内在住の個人、グループ、法人等

（2）対象事業

提案者のアイデアにより、歴史や文化に加え、商業、観光及び食など、広い分野で地域の魅力を高める取組みや、その魅力を発信する取組みなど、まちなかの賑わいを創出する事業を対象とします。

ア　地域の魅力を発信する活動（「〇〇通り」の楽しみ方を掲載した情報紙の発行など）

イ　歴史的建造物等を活用する活動（町家での店舗出店など）

ウ　街並みの連続性を高める活動（暖簾や軒先市など）

エ　地域の資源を活かした商品の開発に係る活動（オリジナル商品づくりなど）

オ　長崎の伝統産業を活かした活動（地場産業との連携による看板作成など）

カ　その他（市長が地域の魅力発信や賑わいの創出に効果があると認める活動）

（3）支援内容：活動に係る経費について1件あたり**50万円以内**（補助率：補助対象経費の4／5）を補助します。

（4）実施区域：新大工～浜町～大浦に至るまちなか区域

（5）事業期間：令和6年補助金交付決定後～令和7年3月31日

３　補助金の対象経費

補助事業の対象となる経費は、次のうち、提案事業の実施に直接必要となるものとします。

また、事業計画時及び事業実施期間中に補助対象経費の変更が生じる場合には、事前に相談を行って下さい。承認を受けずに事業内容を変更したり、提案内容を逸脱した事業が行われた際には、交付決定を取り消す場合があります。

（1）対象経費　※1

区　分	経　費
賃金	臨時的に雇用したパート･アルバイト賃金
報償費	講師･委員などの謝礼金　※2
旅費	講師･委員などの宿泊費及び交通費　※2、3
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱費、修繕費
役務費	通信運搬費、保険料、広告料、手数料
委託料	外注費
使用料及び賃借料	会場使用料、賃貸借料
工事請負費	建物、工作物等の工事請負費
原材料費	試作品の製造に係る製品製造等に必要な原材料費
その他	上記のほか、事業の実施に直接必要と市長が認める経費

※1　ただし、当該事業の実施により得られる収入額を差し引いた額とします。（収入額とは、商品開発における売上額やイベント実施にかかる出店料などです。対象となりそうなものについては、事前にまちなか事業推進室にご相談ください。）

※2　主体的かつ継続的な取り組みとなることを目的としていることから、講師･委員などに係る費用（報償費及び旅費の合計）については、事業費全体の 25％以内を目安としてください。

（この割合については、目安とするものであり上限を定めるものではありません。）

※3　旅費の交通費については運賃の実費を対象とし、宿泊費については長崎市の実費弁償条例に基づき、1 泊 10,900 円までを上限の目安として設定してください。

（2）対象外経費

･事業実施者の研修にかかる経費（研修テキスト費･先進事例視察のための旅費など）

･備品購入費（耐用年数1年以上かつ金額5万円以上のもの）

･光熱水費、賃借料など、個人及び団体の事務所等の維持やイベント出店のための経費

･個人及び団体の経常的な活動に要する人件費、謝礼など

･茶菓費以外の個人及び団体の構成員などによる会合の飲食費

･その他市長が不適当と認める経費

（3）経費の区分

補助金の対象経費と他の経費は、明確に区分してください。

４　提案事業に係る事前確認

（1）応募期日等

応募にあたっては、応募予定事業が本補助事業の主旨に沿っているか、補助対象外経費が補助対象経費に含まれていないかなどを確認させていただきますので、令和6年6月10日（月）までに事前相談をお願いします。

応募の際に提出していただいた補助対象事業の提案書類についても、審査会前に内容等確認を行い、必要に応じ追加説明等を求めたり、それに係る資料等を提出していただいたりする場合があります。

（2）提案事業にかかる留意事項

・応募された提案事業について、特許等の知的財産権や営業上の秘密・特別なノウハウなどの法的保護が必要な場合は、あらかじめ公募者の責任で対応してください。

・他者の知的財産権等を侵害しないよう十分注意してください。

・公序良俗の観点から適当でないと認められる応募書類は受付けません。

・提案事業については、国・県及び市の補助制度とは併用できません。

５　選考

（1）選考の方針

地域の特性を活かし、新たな魅力になりうる提案で、地域への波及効果が見込め、実効性のある意欲的な提案を選考します。

（2）選考方法

募集要件を満たしている提案については、長崎市附属機関に関する条例に規定する「長崎市まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付審査会」において、事業実施者またはその団体の構成員が提案事業の公開プレゼンテーションをしていただいた上で、選考を行い、補助対象とする提案を採択します。

（3）審査項目

	① 必要性
	まちなかの賑わい創出に寄与することが期待できる 現在の社会情勢に合った提案である まちなかの新しい魅力になり得る可能性を有する まちなかの資源を有効に活用するなど、地域の特性を高めることができる

② 実現性	
	実施のための手段が適正で、計画的・具体的で実現性がある 実施に至るスケジュール、資金計画などが明確である 年度内に実施し、その効果が年度内に確認できる
③ 独自性	
	地域の特性に着目した提案である オリジナルな発想に基づく提案である
④ 普及性・発信性	
	地域住民が参画できる 地域への波及が期待できる 活動を広く発信することができる
⑤ 継続性	
	継続性が期待される 発展性が期待される 自立のための工夫が認められる

（4）採択の件数

予算の範囲内で、4件程度とします。

ただし、選考基準と照らし合わせ該当する提案がない場合は、結果として採択しないこともあります。

（5）通知

提案された事業の審査結果（採択または不採択）については、審査終了後、応募者に通知します。

（6）公表

審査会の「公平性」・「透明性」を高めるため、会議録、提案事業として採択された事業実施者名及び活動内容については、市のホームページなどで公表することとします。

（7）事業実施主体

採択した提案事業の実施にあたっては、原則として応募者を実施主体とします。

ただし、実施までの段階で連携する団体等が生じた場合は、長崎市まちなか事業推進室と協議の上で、実施主体に参画させることができます。

６　事業実施にかかる留意事項

〇事業の実施にあたっては、長崎市契約規則に準じて適正な事業実施に努めてください。
（委託をする場合に、複数業者からの見積もりを行った上で、委託業者を決定するなど）

〇事業主体は、補助金により取得し、または効用の増進した財産については、事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。

〇この提案事業については、「長崎市補助金等交付規則」等関係規程に従って実施してください。

〇補助金の交付決定が行われた後に、事業を開始することができます。市から審査結果の通知があった後であっても、交付決定が行われるまでは事業を開始することはできませんのでご注意ください。（交付決定以前に支出された経費、事業完了後に支出された経費は補助の対象になりません）

〇補助金交付決定後、やむを得ず事業等の内容、経費の配分または遂行計画の変更をする場合は、事前にご相談いただき承認を受けなければなりません。承認を受けずに変更したり提案内容を逸脱した事業が行われた際は、交付決定を取り消す場合もあります。

７　補助金の支払い手続き

採択された提案事業者は、補助金事業について、別途「長崎市補助金等交付規則」等関係規程に基づき、補助金の交付申請手続きを行うものとします。

なお、事業の実施途中で、事業内容の大幅な変更がある場合や、総事業費が20％以上変更する場合には、変更する前に市へ変更交付申請を行い、改めて市から交付決定を受ける必要がありますので、お早めにご連絡ください。

補助金の支払いは、事業の完了後に実績報告書の提出を受け、交付金額を確定した後に精算払いとなります。ただし、交付決定額のうち、市長が補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認める額については概算払いとし、残額については実績報告ののち、精算払いとすることができます。

また、補助金確定後には、仕入れに係る消費税等相当額の報告を行うものとします。なお、当補助金に対する仕入れ額控除を受けた場合には、市への補助金の返還が必要となります。

８　その他留意事項

○長崎市まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付審査会の審査委員については、選任し次第、長崎市ホームページで公表いたします。応募者が審査委員に対し、不正な働きかけを行ったときは、失格とさせていただく場合があります。

○著作権については、原則として市に帰属するものとします。なお、提案事業の実施過程で生じる権利関係、第三者の著作権等の処理は、提案者の責任及び費用で行うものとします。

９　応募方法

（1）応募書類の提出先及び問い合わせ先等

応募書類の提出及び問い合わせは、長崎市まちなか事業推進室にお願いします。

〒850-8685　長崎市魚の町4番1号（市庁舎 18 階）

電話(095)829-1178　　FAX(095)829-1175

メール　machinaka@city.nagasaki.lg.jp

（2）受付期間

令和6年4月15日（月）から令和6年6月17日（月）

＜提出書類＞

○長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業計画書（第 1 号様式）

○長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業収支予算書（第 2 号様式）

○事業を行ってない個人の方は市税を滞納していないことの証明書

○事業を行っている個人の方や法人等は市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書

事業のスケジュール

提案募集開始

・市ホームページ、広報ながさき、チラシ配布等で周知。

応募前の事前相談　令和6年6月10日（月）

・応募予定事業が本補助事業の主旨に沿っているか、補助対象外経費が含まれていないかなどを確認します。

募集締切　令和6年6月17日（月）

・市へ、提案事業の計画書と収支予算書を提出。

内容確認　書類受付後～令和6年7月中旬

・まちなか事業推進室で書類の内容等を確認し、必要に応じ追加説明等や資料等の提出を求めます。

選考　令和6年7月下旬

・審査会により、補助対象とする事業を選考します。

提案事業の決定　令和6年8月上旬

・選考結果を踏まえて市が採択を決定、応募者へ結果をご連絡します。

補助金の交付申請　事業採択後～令和6年8月下旬

・事業採択後、補助金の交付申請を行っていただきます。事業採択されても、補助金交付決定までは事業を開始することはできません。

提案事業の実施　令和6年9月（補助金交付決定後）～令和7年3月31日（月）

・補助金交付決定後、事業計画書及び収支予算書に基づき事業を実施していただきます。
・実施途中で、事業内容に変更が生じる場合は、事前に相談するものとし、事業内容を大幅に変更する場合、または総事業費が 20%以上変更する場合には、変更交付申請を行い、改めて交付決定を受ける必要があります。
※変更交付申請の要否に係る最終の判断については市が行うものとします。

実績の報告　事業完了後30日以内
または 令和7年4月4日（金）までのいずれか早い日

・事業完了後、実績報告書、収支決算書等を市に提出していただきます。